

京都府住生活基本計画の改定（中間案）の概要

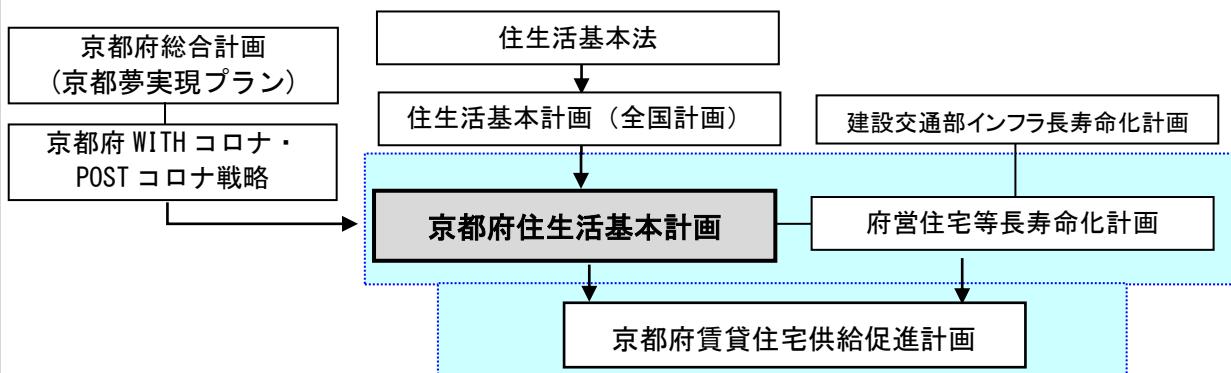
令和3年12月

第1章 計画の目的・位置付け

- ・ 住生活基本計画は、住生活基本法に基づき、京都府の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画
- ・ 前回の計画（計画期間平成28年度から37年度）の策定から5年間が経過し、また、国の全国住生活基本計画（全国計画）が令和3年3月に見直されたことをうけ、この間の社会経済情勢等の変化を踏まえて見直し

◆計画の位置づけ

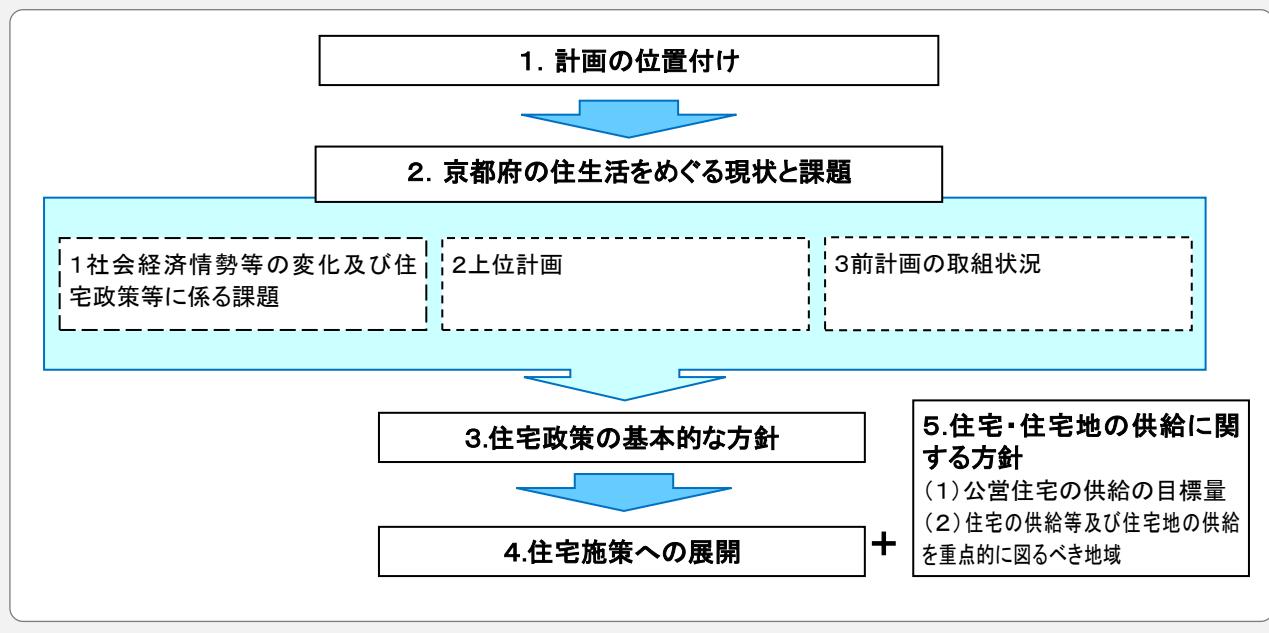
- 本計画は、令和元年10月に策定された行政運営の指針となる「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」及び新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえた京都府総合計画推進のための取組方針である「京都府WITHコロナ・POSTコロナ戦略」（令和3年6月策定）や、この間の社会経済情勢の変化等を踏まえたものです。
- 京都府建設交通部インフラ長寿命化計画（行動計画）の個別施設計画として別途定めている「府営住宅等長寿命化計画」と併せ、京都府の住宅行政に係る基本的な計画に位置づけられます。
- また、住生活基本計画の主要な施策である住宅セーフティネットの構築をより促進するため、今回、新たに京都府賃貸住宅供給促進計画を策定します。



◆計画期間

- 令和3年度から12年度の10年間

◆計画の構成



第2章 京都府の住宅政策をめぐる状況

◆社会経済情勢等の変化及び住宅政策に係る課題

《人口動向》

- ・令和2年における京都府の人口は258万人で、平成16年の約265万人をピークに減少
- ・世帯数については令和2年が約119万世帯と引き続き増加している、今後は減少に転ずる見込み

《少子高齢化》

- ・人口の高齢化も進展。年少人口と生産年齢人口は減少を続けている一方、老人人口は増加
- ・全国平均を下回る合計特殊出生率、共働き世帯の増加があり、京都府が目指す子育て環境日本一の実現に向けた取り組みが必要
- ・家族別世帯のなかで単独世帯の割合が今後増加。令和2年の41.2%から令和17年には42.0%になると推計され、特に高齢者の孤立が懸念

《住宅セーフティネット》

- ・高齢者、障害者、外国人、ひとり親家庭を含め、全ての人が安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が必要

《住宅ストック》

- ・地域コミュニティの希薄化。地域活力の低下による地域の様々な課題の顕在化。
- ・空き家は平成25年に13.3%から平成30年には12.8%と減少に転じている。
- ・地域別の状況では丹後地域、中丹地域、南丹地域の北中部の地域で空き家率が増加。一方、京都・乙訓地域山城北地域、学研地域といった南部の地域では横ばいで推移

《社会的要請》

- ・南海トラフ地震や直下型地震への対応に加え、激甚化、頻発化する集中豪雨等による浸水被害、土砂災害の発生への恐れ
- ・ゼロカーボン、脱炭素社会の実現と居住者の快適性や健康長寿の確保等、幅広い視点からの住宅省エネルギー化の要請
- ・働き方改革や新型コロナウイルス感染症の影響などによる、新しいライフスタイルや多様な住まい方への関心の高まり。

◆「京都夢実現プラン」「京都府WITHコロナ・POSTコロナ」

○京都府総合計画「京都夢プラン」(令和元年10月策定)

～一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府を目指して～

- ・人とコミュニティを大切にする共生の京都府
- ・文化の力で新たな価値を創造する京都府
- ・豊かな産業を守り創造する京都府
- ・環境にやさしく安心・安全な京都府

○京都府 WITH コロナ POST コロナ戦略

- ・子育てにやさしい風土・地域・まちづくり
- ・新しい生活様式に対応した地域づくり

◆新たな全国住生活基本計画（令和3年3月）

- 「社会環境の変化からの視点」、「居住者・コミュニティからの視点」、「住宅ストック・産業からの視点」の3つの視点から8つも目標

視点1 社会環境の変化からの視点

- 目標1 新たな日常や「DX」の進展等に対応した新しい住まい方の実現
- 目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保

視点2 居住者・コミュニティからの視点

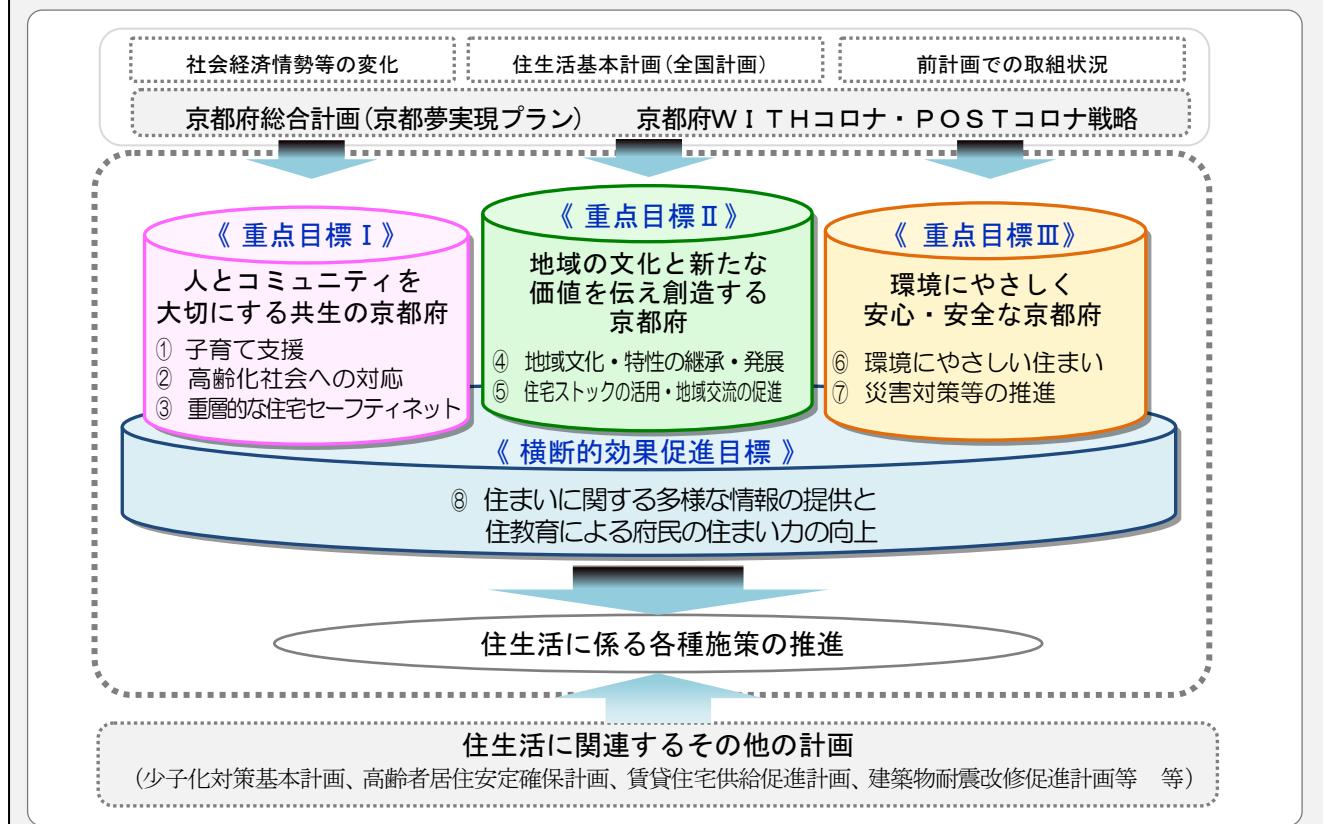
- 目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現
- 目標4 多様な世代が支え合い、高齢者が健康で暮らせるコミュニティの形成とまちづくり
- 目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

視点3 住宅ストック・産業からの視点

- 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成
- 目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進
- 目標8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

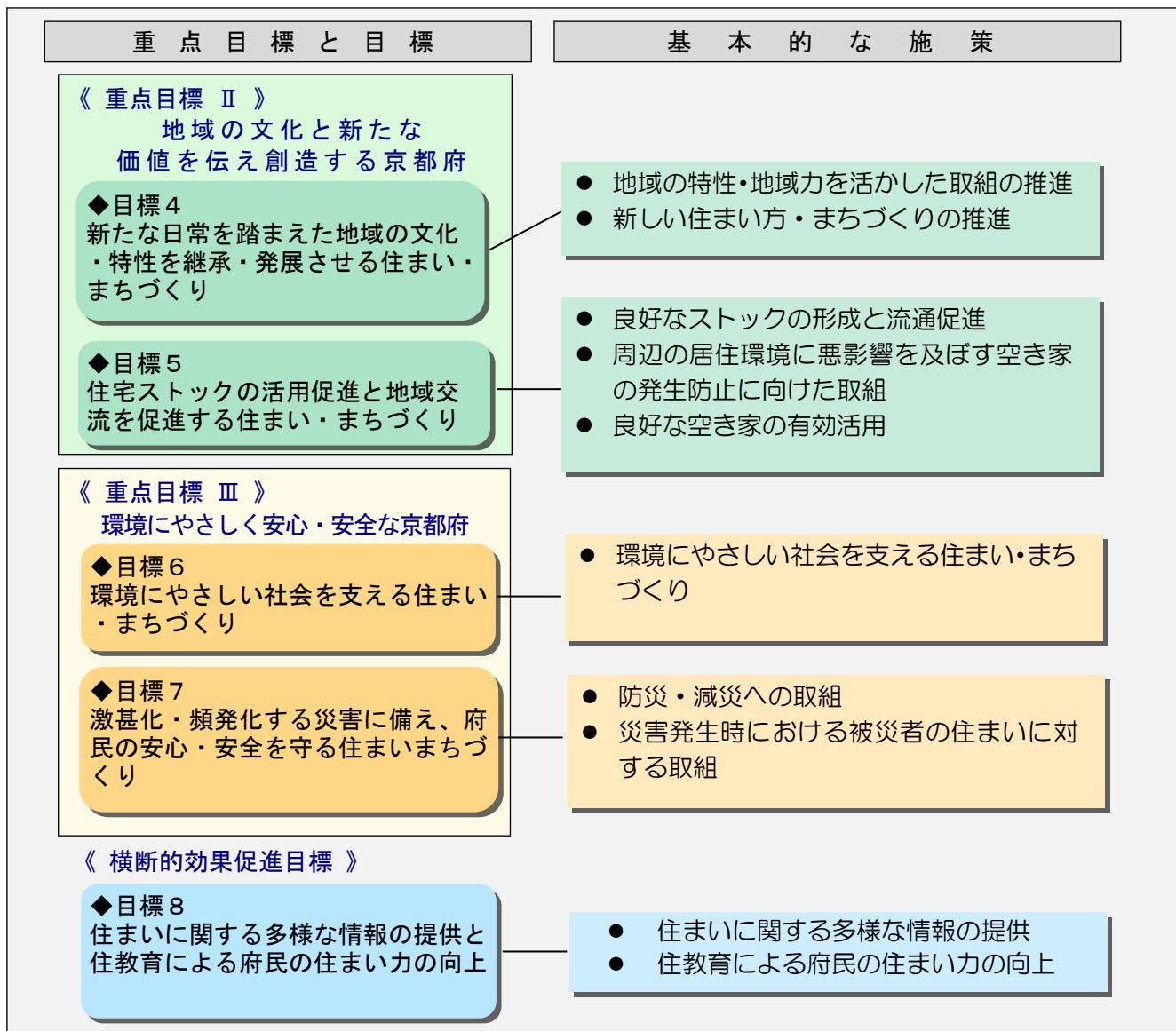
第3章 住宅政策の基本的な方針

◆住宅政策の目標と基本的な施策



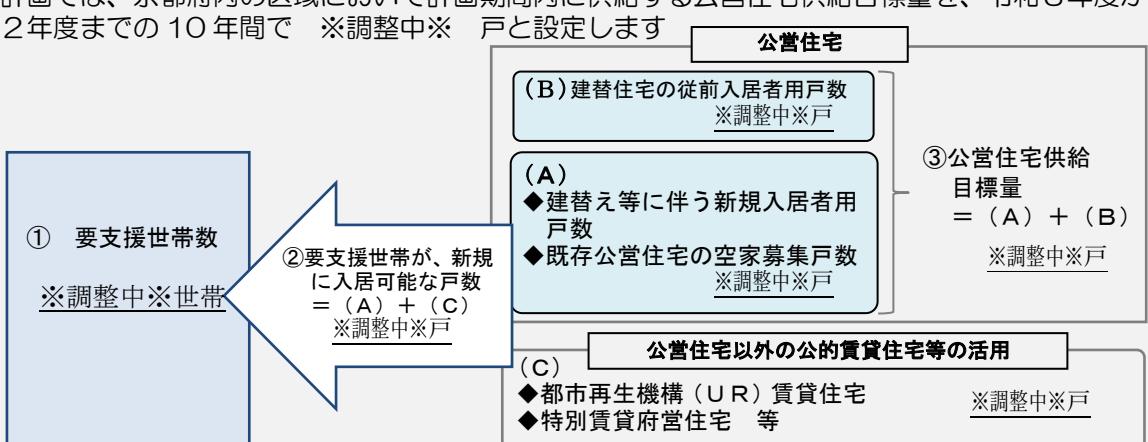
第4章 住宅施策への展開

重 点 目 標 と 目 標	基 本 的 な 施 策
<p>《重点目標Ⅰ》 人とコミュニティを大切にする共生の京都府</p> <p>◆目標1 子育てにやさしい社会を支える住まい・まちづくり</p> <p>◆目標2 高齢者をはじめ全ての世代が暮らしやすい住まい・まちづくり</p> <p>◆目標3 重層的な住宅セーフティネットにより全ての人が安心して暮らせる住生活の実現</p>	<ul style="list-style-type: none">● 子育てしやすい住宅の普及促進● 安心して子どもを産み育てることができる住まい・まちづくり <ul style="list-style-type: none">● 住み慣れた地域で自立して暮らし続けられる住まい・まちづくりの実現● 高齢になっても安心して暮らせる住宅の普及促進 <ul style="list-style-type: none">● 柔軟で重層的な住宅セーフティネットの構築の促進● 民間賃貸住宅ストックの活用● 公営住宅、公的賃貸住宅による支援



第5章. 住宅及び住宅地の供給に関する方針

- ◆公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯（要支援世帯）
民間賃貸住宅に居住している世帯のうち、市場において適正な負担で最低居住面積水準の確保が困難な世帯
- ◆公営住宅の供給目標
本計画では、京都府内の区域において計画期間内に供給する公営住宅供給目標量を、令和3年度から12年度までの10年間で※調整中※戸と設定します



- ◆住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（重点的供給地域）